令和６年度　春日市立春日南中学校　服装・頭髪規定

【制服】①旧制服・新制服ともに、学校指定のものとする。
②令和６年度まで旧制服を認め、令和７年度から新制服に完全移行する。
③新制服の臙脂（えんじ）色であるネクタイとリボンは、Ⅰ・Ⅱ型のどちらにも着用することができる。

冬服	＜旧制服＞ Ⅰ型：つめえり黒の学生服。ズボンはストレートでタックなしとし、ともに学校指定のものとする。学生服の下は、白のカッターシャツを着用する。厳寒のときは、カッターシャツの上に白、黒、紺が基調のトレーナー、セーター等を着用してもよいが、襟から見えないようにすること。（ただし、上着を脱ぐ場合は、カッターシャツの時のみに限る。） Ⅱ型：紺のセーラー服で、ネクタイは紺色とし、ともに学校指定のものとする。スカートの丈は直立姿勢で膝が隠れる程度の長さとする。ネクタイはネクタイ止めから出すようにする。厳寒の時は、冬服の下に白、黒、紺が基調のトレーナー等を着用してもよいが、襟元、袖口から見えないようにすること。カーディガンはセーラー服の上から着用すること。 ＜新制服＞ Ⅰ型 上着（ジャケット）のボタンを留める。カッターシャツ（長袖）の一番上のボタンを留める。名札を着用する。上着を着用するときは、ネクタイもしくはリボンを着用する。 Ⅱ型 上着（ジャケット）のボタンを留める。カッターシャツ（長袖）の一番上のボタンを留める。名札を着用する。上着を着用するときは、ネクタイもしくはリボンを着用する。スカートの丈は直立姿勢で膝が隠れる程度の長さとする。
夏服	＜旧制服＞ Ⅰ型：黒の学生ズボン（ストレートタックなし）と白のカッターシャツ（半袖）とし、ともに学校指定のものとする。カッターシャツの下には、白が基調のシャツ（ワンポイントは可）を着用すること。 Ⅱ型：青のジャンパースカートと白丸衿ブラウス（半袖）とし、ともに学校指定のものとする。 ＜新制服＞ Ⅰ型 ズボンと白のニットシャツ（半袖）とする。名札を着用する。カッターシャツの下には、白が基調のシャツ（ワンポイントは可）を着用すること。カッターシャツの一番上のボタンは留めなくてもよい。ネクタイやリボンをはずしてもよい。 Ⅱ型 スカートと白のカッターシャツ（半袖）とする。名札を着用する。カッターシャツの一番上のボタンは留めなくてもよい。ネクタイやリボンをはずしてもよい。
合服	＜旧制服＞ Ⅰ型：黒の学生ズボン（ストレートタックなし）と白のカッターシャツ（長袖）とし、ともに学校指定のものとする。カッターシャツの下には、白が基調のシャツ（ワンポイントは可）を着用すること。

	Ⅱ型：紺のジャンパースカートと白丸衿ブラウス（長袖）とし、ともに学校指定のものとする。 ＜新制服＞ Ⅰ型　※ズボンは冬服と混用してもよい。 ズボンと白のカッターシャツ（長袖）、セーターとする。名札を着用する。カッターシャツの下には、白が基調のシャツ（ワンポイントは可）を着用すること。カッターシャツの一番上のボタンは留めなくてもよい。ネクタイやリボンをはずしてもよい。 Ⅱ型　※スカートは冬服と混用してもよい。 スカートと白のカッターシャツ（長袖）、セーターとする。名札を着用する。カッターシャツの一番上のボタンは留めなくてもよい。ネクタイやリボンをはずしてもよい。

【ベルト】
ズボンには必ず使用する。ベルトの色は黒か茶とする。（太さは、３ｃｍ程度）

【防寒着】
学校指定のウインドブレーカーと手袋、マフラー、ネックウォーマーとする。色は指定しない。
室内では着用しないこと。

【着用期間】
それぞれの着用期間については、気候や体調に応じて自己決定する。

【靴下】
靴下は、上靴から見える程度の長さとし、白、黒、紺を基調とし、ワンポイントは可とする。
防寒用のストッキング（タイツ）、スパッツはベージュか黒、紺とし、必ず靴下を履くこと。ただし、黒、紺のストッキング（タイツ）の場合は、靴下ははかなくてもよいものとする。

【靴】
上靴は、学校指定のものを使用し、記名する。
下靴は、ひもつきかマジックテープで止められるもの（体育ができるもの）とする。
下靴は、ローカットとし、色の指定はしない。

【制服着用に関する留意点】
衛生を保つため、体操服のシャツは制服の下に着用しない。
儀式や学校行事の際は、制服を統一する場合もある。入学式、卒業式では冬服を着用する。

【カバン】
学校指定のバッグとする。
学校から許可された日はサブバックのみで通学してもよい。
カバンのアクセサリーは、１つまでとする。

【眉】
眉は、自然な状態を保つことが望ましい。

【頭髪】
頭髪は、清潔感があり、勉強や運動の妨げにならないようにする。
前髪は、目にかからないようにする。横や後ろの髪は、肩より長いものは結ぶ。
整髪料は、保護者からの許可申請で、学校がやむを得ないと判断した場合に認める。
染色や脱色、パーマ等は禁止である。ただし、ストレートパーマ（縮毛矯正）は、保護者からの許可申請で、学校がやむを得ないと判断した場合に認める。
黒、紺、茶のピンや結びひもを使う。パッチンピンを必要に応じて使用してもよい。
ある部分だけ髪を伸ばしたり、髪を切ったり、整髪料で固めたりするなど奇抜な髪形は認めない。

【その他】
ピアスをすることは認めない。

【校則の改訂について】
現校則は、令和４年 12 月に改訂を行ったものです。
校則は、春日市立春日南中学校校則の見直しに関するガイドラインに従って、数年に一度見直しを行います。